

# 平成27年度第1回白馬村総合教育会議

日 時 平成27年7月27日（月）  
午後4時30分から  
場 所 白馬村役場3階 全員協議会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 総合教育会議について

① 白馬村総合教育会議設置要綱について

【会議資料1】

② 総合教育会議の概要について

【会議資料2】

(2) 教育大綱について

【会議資料3】

4. そ の 他

5. 閉 会

○白馬村総合教育会議設置要綱

平成27年3月31日告示第29号

白馬村総合教育会議設置要綱

(設置)

**第1条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）

第1条の4第1項の規定に基づき、村長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本村の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、白馬村総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる協議及び事務の調整を行う。

- (1) 白馬村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定又は変更に関する協議
- (2) 白馬村の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

**第3条** 総合教育会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

**第4条** 総合教育会議は、村長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

**第5条** 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

**第6条** 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

**第7条** 村長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

(事務の委任)

**第8条** 村長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、総合教育会議に係る事務を白馬村教育委員会事務局教育課に委任する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

**附 則**

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

## 白馬村総合教育会議の概要（留意事項）

## 1. 概要

総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

## (1) 会議の位置づけと構成員

- 地方公共団体の長と教育委員会は、地方自治法上の附属機関同士の協議調整の場であり、教育委員会は地方自治法(昭和22年法律第67号)上の附属機関には当たらないものであること。

(自治法第202条の第3第1項)

- 協議・調整し合議した方針のもとに、それぞれが所管する事務を執行する。

(法第1条の4第8項)

- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けること。

(法第1条の4第1項)

- 構成員は地方公共団体の長及び教育委員会。

(法第1条の4第2項)

- 地方公共団体の長が招集する。

- ・ 教育委員会が協議を必要と思料するときは、招集を求めることができる。

(法第1条の4第3項及び4項)

## 2. 協議・調整事項

## (1) 協議すべき事項

- 大綱の策定に関する協議

(法第1条の4第1項)

- 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議

(法第1条の4第1項第1号)

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき措置の協議

(法第1条の4第1項第2号)

## (2) 協議すべきでない事項

「教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する趣旨ではない。」

- 教科書の採択や教職員の人事など、政治的中立性が高い事項。
- 日常の学校運営に関する些細な事項。

### (3) 協議・調整事項

- 総合教育会議は地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものとする。
- 法第1条の4における調整とは、教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、大学、私立学校、青少年健全育成など地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、協議とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われることを意味する。

### 3. 協議・調整の結果の尊重義務

- 調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重する。

(法第1条の4第8項)

- 調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断するものである。

(法第21条及び法第22条)

### 4. 会議の公開と議事録の作成及び公表

- 個人の秘密保持や会議の公正が害されると恐れがあると認められることを除き公開する。

(法第1条の4第6項)

- 非公開の場合は、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を守る場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合である。

- 地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。

(法第1条の4第7項)

### 5. その他

- 協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聞くことができる。

(法第1条の4第5項)

- 会議の運営に関する必要事項は、総合教育会議で定める。

(法第1条の4第9項)

※ 法：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

年間スケジュール（案）

開催時期	協議題の例
6月ころ	教育に関する重要施策の方向性の検討
11月ころ	教育に関する重要施策の方向性の検討(新年度予算など)
臨時	児童・生徒の生命身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策



## 会議資料 3

### ○教育大綱について（概要）

#### 1. 大綱の策定について

- ① 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域実情に応じ当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

#### 2. 大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定を定めるものではない。
- ② 地方公共団体の長は地域の実情に応じて大綱を策定するものであり、対象期間も4～5年程度とする。

#### 3. 地方教育振興計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができることから、総合教育会議において教育委員会と協議調整し、当該計画をもって大綱に代えることとした場合は、別途大綱を策定する必要はない。



白馬村の教育に関する大綱について（案）

白馬村教育基本目標及び教育基本方針（平成 26 年 8 月 26 日白馬村教育委員会決定）をもって、白馬村教育大綱に代えるものとする。

平成 年 月 日

白馬村総合教育会議

# 教育基本目標及び教育基本方針

～白馬の子どもたちの未来のために～

平成26年8月28日決定

長野県白馬村教育委員会

## 《教育基本目標》

白馬村教育委員会は、次代を担う子供たちが白馬の自然と風土のなかで、人間性豊かに成長し、希望に満ち未来を切り開くための教育の確立と、村民が生涯にわたって豊かな人生を送ることができる、生涯学習社会の実現を目指していくため、以下の教育基本目標を定める。

1. 日本国憲法及び教育基本法の精神とともに、すべての村民が自他の人権について理解を深め、責任を自覚しルールを守り、安心して学校や社会で生活ができるよう人権教育を推進する。
2. 子どもたちが国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していくために、自ら学び自ら考える力を育成し基礎学力の定着と向上を図り、何事にもねばり強く個性と創造性を伸ばす教育を推進する。
3. 乳幼児期からの豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻くいろいろな課題解決のため、家庭、学校、地域がそれぞれの役割の下に相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。
4. 村民一人一人が自己の人格を磨き、文化的教養を高め、スポーツに親しみ、健康で互いに支え合いながら、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会に学習することができる社会の実現を目指して推進する。
5. 伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を持ち、恵まれた自然景観と自然環境を享受していることに誇りを持ち、自然に対する感謝の心を育てる。  
また、自他の敬愛と協力を重んじ、主体的に社会活動に参画するとともに、国際社会に対応した多様な文化交流活動を推進する。

## 《教育基本方針》

白馬村教育委員会は、「教育基本目標」を達成するため、以下教育基本方針に基づき、教育施策を推進する。

### 1. 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め差別意識の解消を図る。

- (2) 白馬村いじめ防止基本方針(平成27年3月設置)の考え方を基本に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るとともに、非行や不登校などの問題に迅速に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため教職員と児童生徒との信頼関係に基づく人権教育を推進する。

## 2. 生きる力を育む教育の推進

- (1) 「自ら学び、自ら考える力の育成」と「生きる力」の推進を図る。
- ① 確かな学力として基礎基本の確実な習得を図り、知識や技能の習得とともに思考力、判断力などを重視し、社会において必要となる力を身に付ける。
- (2) 豊かな人間性や社会性を育み活気に満ちた学校づくりを進める。
- ① 一人一人の個性を認め合い、個々の良さと可能性を引き出す教育を充実する。
  - ② 互いの存在を認め合い、友を大切に思う心を育てる。
- (3) 新たな教育システムの構築と教育環境の充実を進める。
- ① 時代に適した国際交流ができるよう語学(英語)力を高める。ICTの活用した授業に取り組む。
  - ② 村学力向上委員会の検討結果を基に、小中学校が協力し、各校の学力向上に努め、小中学校間の連携強化と接続改善を図る。
- (4) 地域に根差した教育環境を大切にした特色ある教育、特色ある学校づくりを進める。
- ① 自ら学び、学び合える質の高い授業を行う。学校を開き、地域と関わり地域を学び郷土の良さを知る教育を進める。
- (5) 教職員の資質向上と教育の信頼される学校を目指す。
- ① 力量のある教員が求められている。教職員一人一人が情熱と使命感を持ち学校全体の組織力に繋がるよう教職員研修など行い学校の信頼回復に努める。
  - ② 教職員が持ち味を発揮して全力で取り組み各家庭との連携を図り信頼関係を築く。

## 3. 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

- (1) 子供たちの健やかな成長を社会全体で支える観点から家庭・地域の教育力向上を支援するとともに学校との連携・協力を推進する。
- (2) 学校内外における子どもたちの安全確保のため、学校安全体制及び地域で見守る防犯体制の整備を推進する。

- (3) 保護者や地域住民の学校運営への参画を進め、地域に開かれた学校づくりを推進する。
- (4) 保護者が子の教育の第一義的責任を有することを基本として、子供たちが基本的な生活習慣、学習習慣、規範意識、思いやりや自尊感情などを身に付けることができるよう学校と家庭の連携を図る。

#### 4. 自己実現を目指す生涯学習の推進

- (1) 村民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統文化に触れたり、スポーツに親しんだりすることができる多様な学習機会の充実を図る。
- (2) 村民の社会参加活動を促進するため、公民館講座等の内容充実を図るとともに学習・交流の機会の拡充を図る。
- (3) 子供たちの読書意欲を育むためブックスタート事業（保健福祉課）や学校図書館、ボランティア団体と連携・協力を図るなど子供の読書環境の充実を図る。
- (4) 村民の読書活動を推進するため、近隣の図書館との相互利用の充実を図る。
- (5) 白馬村スポーツ推進計画（平成27年3月策定）に基づき、地域の現状や村民ニーズを的確に捉え、生涯スポーツ施策の計画的な推進を図る。
- (6) 青少年を取り巻く状況の厳しさを踏まえ、白馬村青少年健全育成村民会議等と連携し、青少年健全育成に関する諸事業の推進、良好な環境の確保を図る。
- (7) 子供たちや村民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、村に伝わる有形・無形の文化財や郷土資料の保護・活用を図る。
- (8) 芸術・伝統文化に親しむ機会を提供し、村民の文化の創造・交流の場の充実を図る。

**平成 27 年度 教育委員会教育方針**

**【教育重点施策と主な取り組み】**

## 平成27年度教育重点施策及び主な取り組み

白馬村教育委員会では、平成26年8月白馬村教育目標の5項目と、教育基本方針として次の4項目を決定した。村の教育目標、教育基本方針に沿った平成27年度の重点施策と主な取り組みは次のとおりとする。

### 白馬村教育基本方針

#### 1. 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め差別意識の解消を図る。
- (2) 白馬村いじめ防止基本方針（平成27年3月策定）の考え方を基本に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るとともに、非行や不登校などの問題に迅速に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため教職員と児童生徒との信頼関係に基づく人権教育を推進する。

#### ◎平成27年度重点施策と主な取り組み

- ◆ 白馬村いじめ防止基本方針に基づいて「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ問題への有効な対策について検討する。

- \* 村いじめ防止基本方針の周知

- ・いじめ問題対策連絡協議会の開催

各学校では、白馬村いじめ防止基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため教職員と児童生徒との信頼関係に基づく人権教育を推進する。

#### 2. 生きる力を育む教育の推進

- (1) 「自ら学び、自ら考える力の育成」と「生きる力」の推進を図る。  
確かな学力として基礎基本の確実な習得を図るため、学校の授業の工夫と家庭における学習習慣の定着を図る。知識や技能の習得とともに思考力、判断力などを重視し、社会において必要となる力を身に付ける。
- (2) 豊かな人間性や社会性を育み活気に満ちた学校づくりを進める。
  - ① 一人一人の個性を認め合い、個々の良さと可能性を引き出す教育を充実する。
- (3) 新たな教育システムの構築と教育環境の充実を進める。

- ① 時代に適した国際交流ができるよう語学（英語）力を高める。ICTを活用した授業に取り組む。
- ② 村学力向上対策委員会の検討結果を基に、小中学校が協力し、各校の学力向上に努め、小中学校間の連携強化と接続改善を図る。
- (4) 地域に根差した教育環境を大切にした特色ある教育、特色ある学校づくりを進める。
  - ① 自ら学び、学び合える質の高い授業を行う。学校を開き、地域と関わり地域を学び郷土の良さを知る教育を進める。
- (5) 教職員の資質向上と教育の信頼される学校を目指す。
  - ① 力量のある教員が求められている。教職員一人一人が情熱と使命感を持ち学校全体の組織力に繋がるよう教職員研修など行い学校の信頼回復に努める。
  - ② 教職員が持ち味を発揮して全力で取り組み各家庭との連携を図り信頼関係を築く。

#### ◎平成 27 年度重点施策と主な取組み

- ◆ 特別支援学級等への支援のため、村費加配、教育相談員の配置の継続及び通級学級の設置を県教委に強く働きかけていく。また、就学支援委員会のアドバイスなど機能的な活動ができるよう支援する。
  - \* 教育相談事業の充実
    - ・学校教育指導員、教育相談員、療育相談員等配置し相談体制の充実
    - ・各学校に村費支援員の配置
- ◆ 中学校の英語教員と小学校の教員・ALT との連携を図ることにより、英語教育の小中学校連携を進めていく。学力向上対策委員会の中に小委員会を設け英語教育の具現化について研究する。
  - \* 学力向上対策委員会で検討
    - ・委員会にプロジェクトチームの設置、研究
- ◆ 白馬中学校をベースに ICT を活用した授業ができるよう計画的に体制の整備をし、ICT 推進指定校として、時代に即した授業づくりと対応をしていく。
  - \* 中学校 ICT 教育環境導入事業
    - ・ICT を活用した教育の計画的推進
- ◆ 郷土を学び、郷土の良さを知る教育の充実のため、各学校の郷土学習や体験学習の取り組みへの支援を行っていく。
  - \* 故郷を学ぶ時間
    - ・社会科や総合的な学習の時間を活用した授業



### 3. 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

- (1) 子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える観点から家庭・地域の教育力向上を支援するとともに学校との連携・協力を推進する。
- (2) 学校内外における子どもたちの安全確保のため、学校安全体制及び地域で見守る防犯体制の整備を推進する。
- (3) 保護者や地域住民の学校運営への参画を進め、地域に開かれた学校づくりを推進する。
- (4) 保護者が子の教育の第一義的責任を有することを基本として、子どもたちが基本的な生活習慣、学習習慣、規範意識、思いやりや自尊感情などを身に付けることができるよう学校と家庭の連携を図る。

#### ◎平成 27 年度重点施策と主な取組み

- ◆ 地域と学校が連携を図りながら、地域の教育力を生かして子どもを育てる体制づくりが大切である。現在、村社会教育係長(公民館長)が学校と地域の調整役となっているが、学校要望や地域の力を一層コーディネートできるよう推進し、信州型コミュニティースクールを目指す。
  - \* 積極的に学校開放し、地域人材の活用
    - ・コミュニティースクール、キャリア教育の推進
- ◆ 通学路の安全確保を図るため、関係機関と連携して、通学路交通安全プログラムを策定する。
- ◆ 学校給食施設の老朽化に伴い、安心安全な施設の整備が必要となってきた。学校給食の在り方を含め村学校給食施設検討委員会で検討を進める。
  - \* 学校給食施設検討委員会による検討

### 4. 自己実現を目指す生涯学習の推進

- (1) 村民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統文化に触れたり、スポーツに親しんだりすることができる多様な学習機会の充実を図る。
- (2) 村民の社会参加活動を促進するため、公民館講座等の内容充実を図るとともに学習・交流の機会の拡充を図る。
- (3) 子どもたちの読書意欲を育むためブックスタート事業（健康福祉課）や学校図書館、ボランティア団体と連携・協力を図るなど子どもの読書環境の充実を図る。
- (4) 村民の読書活動を推進するため、近隣の図書館との相互利用の充実を図る。

- (5) 白馬村スポーツ推進計画（平成27年3月策定）に基づき、地域の現状や村民ニーズを的確に捉え、生涯スポーツ施策の計画的な推進を図る。
- (6) 青少年を取り巻く状況の厳しさを踏まえ、白馬村青少年健全育成村民会議等と連携し、青少年健全育成に関する諸事業の推進、良好な環境の確保を図る。
- (7) 子ども達や村民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、村に伝わる有形・無形の文化財や郷土資料の保護・活用を図る。
- (8) 芸術・伝統文化に親しむ機会を提供し、村民の文化の創造・交流の場の充実を図る。

◎平成27年度重点施策と主な取組み

- ◆ 神城断層地震により被災した文化財等について、所有者等と連携し復旧に努める。
  - \* 国指定重要文化財等の復旧事業
- ◆ 白馬村スポーツ推進計画が策定されたことを受け、村民に計画の周知を図るとともに推進していく。
  - \* 白馬村スポーツ推進計画の周知と推進
- ◆ 平成28年度開催される国民体育大会冬季競技会スキー競技の準備を県、県スキー連盟等関係機関と連携し、体制の整備を図るとともに準備を進める。
  - \* 平成28年度国体冬季スキー競技会の開催準備事業
    - ・ 競技会の開催に伴う事務局体制
    - ・ 競技会場地の施設整備
- ◆ 手狭で老朽化した図書館施設を村民ニーズに応えられる施設整備への検討を計画的に進めていく。
  - \* 施設整備に向けての検討

## その他資料

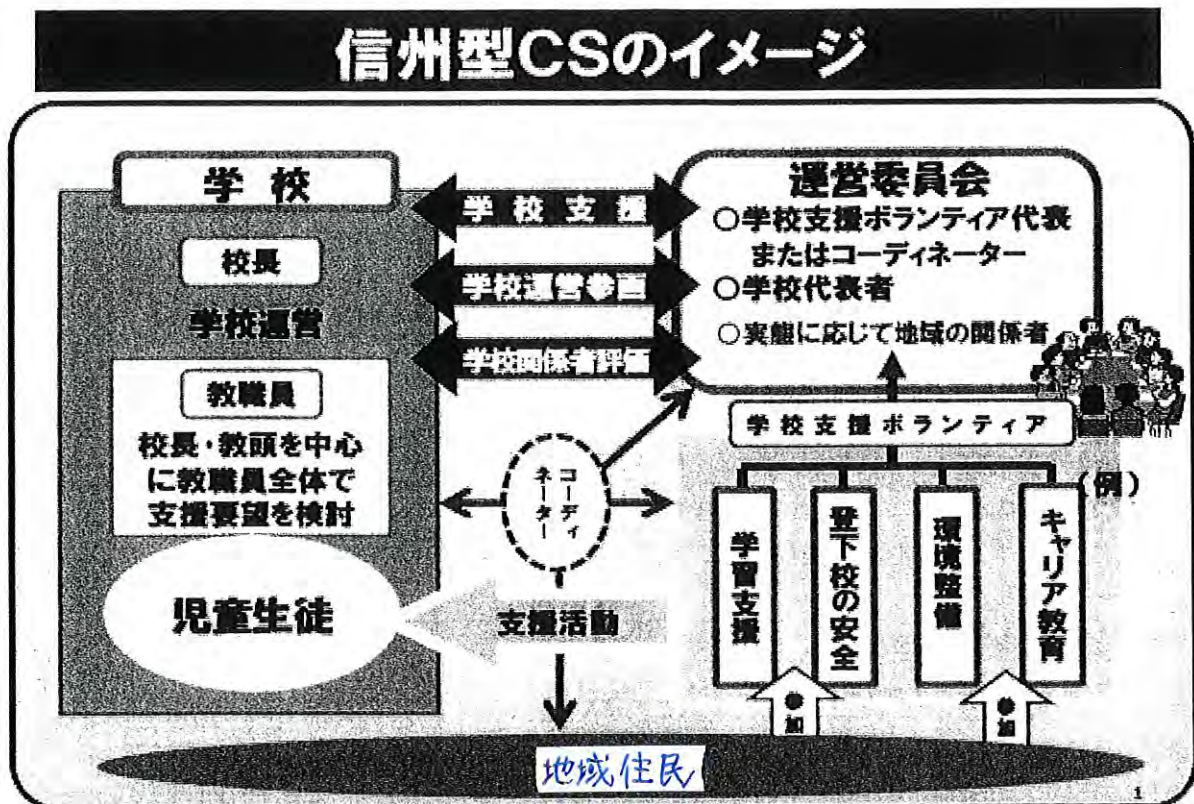
### 平成 27 年度 信州型コミュニティスクール推進事業

文化財・生涯学習課

#### 1 趣 旨

地域に開かれた信頼される学校づくりに向けて、学校と地域の協働により①学校運営参画②学校支援③学校評価機能を一体的に実施する「信州型コミュニティスクール(信州型CS)」を推進する。

#### 2 信州型CSの概要



#### 信州型CS取組の効果

##### ○児童生徒にとって

- ・地域の方と互いに挨拶を交わし、一緒に学習・活動することで、「ふるさとを大切にしたい」という思いが強くなってきている。
- ・児童生徒の真剣な取組に対しての地域の方からの励ましの言葉がけにより、学習意欲の向上につながっている。
- ・専門的な知識や技能を持つ方から学ぶことで、確実に学習の成果が現れている。

##### ○学校・教職員にとって

- ・専門的な知識や技能を学び、今後の授業改善のてがかりを得る機会となっている。
- ・ボランティアと教職員が協力することで、個別指導が充実してきている。

##### ○地域にとって

- ・子どもたちとの触れ合いをとおして、やりがいにつながっている。

## 信州型CSの特色

### ◎学校支援と協議の一体化

「学校支援・参画（学校運営に関する話し合い）・評価（学校関係者評価）」を運営委員会で一体的に行うことにより、相乗効果を生み出すことができる。

### ◎既存の会議の活用

既存の会議を活用するなど、地域の実情に応じた取組が可能で、それぞれの特色をいかした実践が期待できる。

## 信州型CSの要件

○学校支援ボランティアを組織化し、下記の1～3の要件を満たす運営委員会を設置

### 1 3つの機能（意見交換）を一体的に行う会議

#### (1) 学校支援についての意見交換

学校からの支援要望に基づいた、地域住民による学校支援活動について

#### (2) 学校運営についての意見交換

めざす子どもの姿や、学校の重点目標や課題への取組について

#### (3) 学校関係者評価（以下の①②のいずれか実施）

①学校関係者評価の実施（一部でも可）

②学校評価結果について説明を受け意見交換する

### 2 年間複数回の開催

### 3 委員として、ボランティアの代表または、地域のコーディネーターの参加

## 3 信州型CS推進の方向

### (1) 目標と現状（県内全小中学校における信州型CSの設置）

%（校）

目 標	H25		H26		H27	H28	H29
	3		30		50	75	100
調査年・月	H25.12	H26.5	H26.12	H27.5			
実 績	7.9 (44)	13.6 (76)	31.9 (178)				

### (2) H27推進の重点

#### <課 題>

- 必要性は理解できるが具体的にどのように取り組んで良いか見通しが持てない。
- 立ち上げのための教職員（教頭等）の負担が大きい。
- 一般教職員の認知、理解がまだ進んでいない。
- 今後新たに増えてくるコーディネーターや運営委員の資質向上。
- 要件を整えたが、まだ仕組みを活用していく意識が薄い。

#### <平成27年度の重点>

- ①信州型CSを立ち上げる学校への支援の充実
- ②教職員の理解を進めるための研修等の充実
- ③コーディネーターと運営委員のための研修の充実
- ④信州型CSの普及・啓発の充実（信州型CSの有効な活用を含め）

# 中学生と一緒に勉強しませんか 学習支援ボランティア募集

白馬中学校・白馬村教育委員会



## 信濃毎日新聞「斜面」書き写し添削

□生徒は、信濃毎日新聞の「斜面」を専用のノートに書き写し、感想を書いてきます。コメントを入れて下さい。

■月2回 隔週の水曜日の午前 9:00~12:00

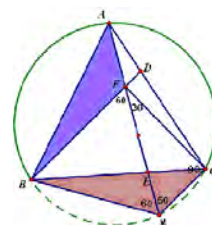
■6名募集

## 放課後学習講師（数学）

□数学学習で、理解が不十分な点などの補充学習を実施します。生徒の質問に答え、説明をお願いします。

■月2回 水曜日の放課後 15:00~16:30

■5名募集



## 放課後学習講師（英語）

□日常的に英語を話せるようにするための英会話教室です。毎回テーマを決めて、英会話を指導してください。

■月2回 水曜日の放課後 15:00~16:30

■4名募集（白馬在住の英語を母国語とされている方歓迎）

## 朝読書での読み聞かせ

□月1回朝読書の時間に、各学級で読み聞かせをお願いします。

■毎月月末の金曜日 8:15~8:25

■9名募集



白馬村教育委員会では、信州型コミュニティースクールの構築に向けて、学校支援ボランティアの組織化を目指しています。

## 学習支援ボランティア 申し込み方法

- 1 白馬中学校学習支援ボランティア登録申込書に記入し、白馬中学校へ提出ください  
※直接学校へ持参いただいても結構ですし、FAX、メールでも結構です  
※申込期限：平成27年5月29日（金）（必着）
- 2 面接などを経て、白馬中学校学習支援ボランティアに任命します

お問い合わせ：白馬中学校 教頭 早川正美 ☎0261-72-2026

申し込み先：白馬中学校 FAX: 0261-72-4863 E-mail: [hakubac@janis.or.jp](mailto:hakubac@janis.or.jp)

# 中学生と一緒に勉強しませんか 学習支援ボランティア募集

白馬中学校・白馬村教育委員会

## 追加募集

白馬中学校では、7月から学習支援ボランティアによる学習を始めています。数学の放課後学習には、50名を越える生徒が参加し、ボランティアさんの指導のもと、楽しく学習を進めています。また、「斜面」書き写し添削では、いつも以上に多くのノートが提出され、生徒の感想にコメントを入れていただいています。

更に、生徒の学習を充実させるために、以下の3つの講座で、学習支援ボランティアを追加募集します。特に、放課後学習の英語講師を求めています。中学生と一緒に、日常英会話を学習してくださる方、大歓迎です。ご協力をお願いいたします。

### 信濃毎日新聞「斜面」書き写し添削

□生徒は、信濃毎日新聞の「斜面」を専用のノートに書き写し、感想を書いてきます。コメントを入れて下さい。

■月2回 第1、第3水曜日の午前 9:00~12:00

### 放課後学習講師（英語）

□日常的に英語を話せるようにするための英会話教室です。毎回テーマを決めて、英会話を指導してください。

■月2回 第2、第4水曜日の放課後 15:00~16:30

### 朝読書での読み聞かせ

□月1回朝読書の時間に、各学級で読み聞かせをお願いします。

■毎月月末の金曜日 8:15~8:25

白馬村教育委員会では、信州型コミュニティスクールの構築に向けて、学校支援ボランティアの組織化を目指しています。

### 学習支援ボランティア 申し込み方法

- 1 白馬中学校学習支援ボランティア登録申込書に記入し、白馬中学校へ提出ください  
※直接学校へ持参いただいても結構ですし、FAX、メールでも結構です  
※申込期限：平成27年8月21日（金）
- 2 面接などを経て、白馬中学校学習支援ボランティアに任命します

お問い合わせ：白馬中学校 教頭 早川正美 ☎0261-72-2026

申し込み先：白馬中学校 FAX：0261-72-4863 E-mail：[hakubac@janis.or.jp](mailto:hakubac@janis.or.jp)

## 学級編成と職員の配置について

### 1. 村費支弁職員の配置状況

(人)

職 種	白馬南小学校	白馬北小学校	白馬中学校	計
教育支援	3	4*	2	9
学校図書	1(兼教育支援)	1		2(1名は兼務)
英語指導助手 (ALT)	1		1	2
栄養士	1	—	—	1
用務員	1	1	1	3

※白馬北小の4名の講師のうち1名は臨時職員(学習習慣形成のため配置)

### 2. 教育支援講師

障がいのある児童生徒の生活や学習上の困難を改善または克服するため、県では小中学校ともに特別支援学級1クラスの編制基準を児童生徒3人以上8人以下とし、それぞれ1名の教員を配当している。しかしながら、近年、軽度の発達障害(広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥/多動性障害)の診断・判定がある、あるいは診断・判定はないが発達障害による学習面の困難があることが考えられ、特別な教育的支援を必要ととらえる児童生徒が増加傾向にあり、これに対応するため村費負担で教育支援講師を配置し、指導にあたっている。

#### ○特別支援学級入級児童生徒の状況 (H27.5.1現在)

(人)

	白馬南小学校		白馬北小学校		白馬中学校	
	知障学級	自情障学級	知障学級	自情障学級	知障学級	自情障学級
計	4	3	1	11	2	2

※特別支援学級へ通級する児童生徒は含まない。

### 3. 小中学校の学級編成について

県教育委員会では、1クラスの児童生徒基準数を35人基準とし、35人を超える学年に教員を1人配置する「30人規模学級編成」を実施している。

#### ① 児童生徒数の状況 (H27.5.1現在)

学年	学級数	児童数		
		男	女	計
1年	1	10	10	20
2年	1	11	11	22
3年	1	7	10	17
4年	1	11	11	22
5年	1	11	10	21
6年	1	9	7	16
計	6	59	59	118

学年	学級数	児童数		
		男	女	計
1年	2	31	18	49
2年	2	31	31	62
3年	2	23	28	51
4年	2	23	25	48
5年	2	27	27	54
6年	2	35	25	60
計	12	170	154	324

学年	学級数	児童数		
		男	女	計(※)
1年	3	41	28	69(68)
2年	3	42	42	84(80)
3年	3	30	38	68(68)
4年	3	34	36	70(66)
5年	3	38	37	75(70)
6年	3	44	32	76(71)
計	18	229	213	442(423)

※( )内は、普通学級に在籍する児童数

学年	学級数	生徒数		
		男	女	計(※)
1年	3	39	37	76(75)
2年	3	33	44	77(76)
3年	3	48	31	79(77)
計	9	120	112	232(228)

※( )内は、普通学級に在籍する生徒数

#### ②平成28年度以降の小学校入学予定者数

年度	入学予定者数		
	男	女	計
H28	9	11	20
H29	6	8	14
H30	8	9	17
H31	9	6	15
H32	6	6	12
H33	7	7	14

年度	入学予定者数		
	男	女	計
H28	37	26	63
H29	29	26	55
H30	16	33	49
H31	18	19	37
H32	25	29	54
H33	26	25	51

年度	入学予定者数		
	男	女	計
H28	46	37	83
H29	35	34	69
H30	24	42	66
H31	27	25	52
H32	31	35	66
H33	33	32	65